

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 処分内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 所属部局 | 美幌町立国民健康保険病院（当時経済部） |
| (2) 職員の職 | 一般職員 |
| (3) 年齢及び性別 | 40代 男性 |
| (4) 処分年月日 | 令和8年5月12日 |
| (5) 処分の内容 | 懲戒処分 減給 1/10 2ヶ月 |
| (6) 事案の概要 | 経済部商工観光課所管の委託料について、業者から請求書を受理していたにもかかわらず、適正な事務処理を怠ったことにより、2者3件に対して支払遅延となり、遅延利息が発生した。
また、3つの補助金について、同様に適正な事務処理を怠り補助金交付に遅れを生じさせ、補助対象者91件に多大な影響を与えたことから、町に損害を与え、職務の信用を著しく傷つけることとなった。
なお、未払金等については、早急に事実確認を行い、それぞれ相手方にお詫びの上、支払いを行ったところであり、また、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき、本来支払いすべき日から、実際に支払いした日までの期間の遅延利息を損害賠償として支払いしたところである。 |

<支払遅延額等>

・季節労働者雇用対策事業委託料①

遅延金額：162,960円

契約年月日：令和7年12月1日

請求書受理日：令和8年3月5日

支払期限：令和8年4月3日

支払日：令和8年4月7日

・季節労働者雇用対策事業委託料②

遅延金額：849,145円

契約年月日：令和7年12月1日

請求書受理日：ア 令和8年1月9日（12月作業分） 334,565円
イ 令和8年2月5日（1月作業分） 15,235円
ウ 令和8年3月5日（2月作業分） 499,345円
支払期限：ア 令和8年2月6日（12月作業分）
イ 令和8年3月6日（1月作業分）
ウ 令和8年4月3日（2月作業分）
支払日：令和8年4月7日
遅延利息：1,500円（最大60日間）

・季節労働者雇用対策事業委託料③

遅延金額：1,254,343円
契約年月日：令和7年12月1日
請求書受理日：令和8年2月5日
支払期限：令和8年3月6日
支払日：令和8年4月7日
遅延利息：2,800円（32日間）

<補助金交付事務の遅れ等>

・中小企業融資利子補給等補助金

補助対象者：89件（延べ件数：128件）

利子補給額：3,372,000円

保証料補給額：4,337,945円

合計：7,709,945円

事務処理の流れ：

- ① 毎月各金融機関から提出される償還表を基に利子及び保証料補給額を算定
- ② 補助対象者に金額等を確認し、補助金交付申請書を作成
- ③ 交付決定後、支払い手続きを実施

未処理期間：令和7年10月分から令和8年2月分まで

支払の目安：10月分 令和7年11月末

11月分 令和7年12月末

12月分 令和8年1月末

1月分 令和8年2月末

2月分 令和8年3月末

支払日：令和8年4月28日

各月の内訳：

【償還完了分・継続分】

- ① 10月分：件数 8件
利子補給額 108,200円、保証料補給額 272,636円
- ② 11月分：件数 7件
利子補給額 87,000円、保証料補給額 314,948円
- ③ 12月分：件数104件
利子補給額 3,044,300円、保証料補給額 3,355,249円
- ④ 1月分：件数 5件
利子補給額 61,600円、保証料補給額 121,650円
- ⑤ 2月分：件数 4件
利子補給額 70,900円、保証料補給額 273,462円
- 合計：件数128件(延べ)
利子補給額 3,372,000円、保証料補給額 4,337,945円

・起業家支援事業補助金

補助対象者：1名

補助金額：2,000,000円

事務処理の状況：令和7年12月19日に実績報告書が提出されて以降、対象者から数回にわたり補助金の交付時期についての確認及び催促がありましたが、支払事務が実施されませんでした。

支払の目安：令和8年1月末（実績報告書受理後、通常の確認期間を考慮）

支払日：令和8年4月6日

・店舗リフォーム促進事業補助金

補助対象者：1名

補助金額：900,000円

事務処理の状況：令和8年2月4日に実績報告書が提出されて以降、対象者から数回にわたり補助金の交付時期についての確認及び催促がありましたが、支払事務が実施されませんでした。

支払の目安：令和8年2月末（実績報告書受理後、通常の確認期間を考慮）

支払日：令和8年4月6日

2 処分内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 所属部局 | 美幌町役場福祉部（当時経済部） |
| (2) 職員の職 | 管理職員（当時） |
| (3) 年齢及び性別 | 60代 男性 |
| (4) 処分年月日 | 令和8年5月12日 |
| (5) 処分の内容 | 懲戒処分 戒告 |
| (6) 事案の概要 | 上記1の事案において、事務の進行管理及び部下職員に対する適切な管理指導が不十分であり、町に損害を与え、職務の信用を著しく傷つけることとなった。 |

3 信頼の回復に向けて（お詫び）

本件は、適正な事務処理を怠った結果であり、通常どおりの事務処理、本来あるべき会計処理がなされていれば支払遅延は発生しておりません。

支払先の事業者及び町民の皆様には損害を与え、職務の信頼を著しく失墜させたことは誠に遺憾であり、心より深くお詫びを申し上げます。

今後におきましては、このような不祥事が二度と繰り返されることのないよう、全職員が重く受け止め、適正な事務処理とチェック体制の強化を図り、再発防止と行政に対する信頼の回復に努めてまいります。